

TRUSTe ライセンス契約締結可否判断における基準に関するお知らせ

2020年9月11日

一般社団法人日本プライバシー認証機構

一般社団法人日本プライバシー認証機構（JPAC）は、以下の内容を含むウェブサイト、アプリ、サービス等（以下、「当該サービス等」）を認証対象とする「TRUSTe ライセンス契約」の締結をお断りする場合があります。当該サービス等に該当するか否か判断が難しい場合には JPAC にご相談ください。

1. 法令等に違反、または違反するおそれのあるもの。
2. 特定の人物等への攻撃的な内容を含むもの。
3. 他者の著作権、肖像権、知的財産権等を侵害するおそれのあるもの。
4. いわゆる「ヘイト行為」を肯定、助長する内容を含むもの。
5. 自殺や自傷行為を助長する内容を含むもの。
6. 暴力的な表現、グロテクスな表現、ポルノ等のセンシティブなコンテンツを含むもの。
7. 青少年保護・育成の観点から問題があると考えられるもの。
8. 売買春行為、不貞行為を助長するおそれがあるもの。
9. その他 JPAC が不適切と判断する内容を含むもの。

以上